

事 務 連 絡
令和 5 年 1 2 月 2 5 日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

標記について、別添のとおり自動車交通部長より事務連絡がありましたので、了知願います。

事 務 連 絡
令和5年12月21日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

標記について、別添のとおり物流・自動車局旅客課から事務連絡があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知されたい。

事 務 連 絡

令和5年12月15日

北陸信越運輸局自動車交通部長殿

物流・自動車局 旅客課

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日国自旅第185号）及び「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」（令和元年11月19日国自旅第191号）により通知したところであるが、今般、UDタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案について情報が寄せられているところである。

このため、別紙のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長に対して、当該通達を徹底するよう再周知したので、各地方運輸局等においても管内事業者団体への周知を図られたい。

事 務 連 絡

令和5年12月15日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日国自旅第185号の2）及び「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」（令和元年11月19日国自旅第191号の2）により通知したところであるが、今般、UDタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案について情報が寄せられているところである。

このため、当該通達で定める、

- ・ 電動車いす利用者であることのみを理由とした運送引受拒絶の禁止
- ・ UDタクシーであるにもかかわらず、スロープ等を積載しない行為の禁止
- ・ 3点式シートベルトを固定・装着せず、横向きのまま乗車することは道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反しないこと
- ・ UDタクシーの実車を用いた研修の実施

等について、UDタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に再周知の上、徹底を図られたい。

また、貴会傘下会員等のUDタクシーに関する研修の実施状況及び実施目標の設定状況を定期的に把握し、当課に情報共有されたい。

事 務 連 絡

令和5年12月15日

一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日国自旅第185号の3）及び「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」（令和元年11月19日国自旅第191号の3）により通知したところであるが、今般、UDタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案について情報が寄せられているところである。

このため、当該通達で定める、

- ・ 電動車いす利用者であることのみを理由とした運送引受拒絶の禁止
- ・ UDタクシーであるにもかかわらず、スロープ等を積載しない行為の禁止
- ・ 3点式シートベルトを固定・装着せず、横向きのまま乗車することは道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反しないこと
- ・ UDタクシーの実車を用いた研修の実施

等について、UDタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に再周知の上、徹底を図られたい。

また、貴会傘下会員等のUDタクシーに関する研修の実施状況及び実施目標の設定状況を定期的に把握し、当課に情報共有されたい。

事 務 連 絡

令和5年12月15日

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」（令和元年11月19日国自旅第191号の4）により通知したところであるが、今般、UDタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案について情報が寄せられているところである。

このため、当該通達で定める、

- ・ 電動車いす利用者であることのみを理由とした運送引受拒絶の禁止
- ・ UDタクシーであるにもかかわらず、スロープ等を積載しない行為の禁止
- ・ 3点式シートベルトを固定・装着せず、横向きのまま乗車することは道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反しないこと
- ・ UDタクシーの実車を用いた研修の実施

等について、UDタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に再周知の上、徹底を図られたい。

また、貴会傘下会員等のUDタクシーに関する研修の実施状況及び実施目標の設定状況を定期的に把握し、当課に情報共有されたい。